

契約は簡単、解約は**困難!**?

インターネット通販は条件をよく確かめて



【相談事例】

スマートフォンで動画を見ていたら、化粧水の広告が表示された。お試しのつもりで頼んだが、2回目が届き定期購入だと気が付いた。定期購入のつもりで購入していないし、2回目以降の金額が高額で支払いたくない。返品し、解約したい。

(50歳・女性)

ご注意ください!!

通信販売にクーリング・オフ(無条件契約解除)はありません。事業者が定める返品規約に従う必要があります。まずは、申込画面で定期購入が条件であったか確認しましょう。



トラブル回避策

- ・広告を見ただけで「お得!」「無料で試せる」と判断せず、「特定商取引法上の表記」や利用規約などで、契約内容、解約・返品条件を必ず確認しましょう。
- ・注文最終画面で、支払うことになる総額、定期購入の期間、解約・返品可否や解約条件の記載を

「事業者に連絡したいが電話が繋がらない」、
「事業者から指示された解約方法が難しくて解約できない」などの相談もあるケロ。

契約は慎重に!



県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」

おかしいな、困ったなと思ったら、

相談先：消費者ホットライン **188 (いやや!)** (局番無し3ケタ)

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう!